

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正な使用等の対策として、特に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約条件に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
	<p>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度が創設された。</p> <p>介護保険に関する事務は、この介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその関連法規に規定された市町村の事務であり、本市では具体的に以下に掲げる事務を行っている。</p> <p>I 被保険者の介護保険資格（以下「資格」という。）の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・住民票情報から65歳以上の市民（第1号被保険者）の資格を管理する。・要介護（要支援）認定を申請した40歳から64歳までの市民（第2号被保険者）の資格を管理する。・本市の被保険者に対し、介護保険被保険者証および資格者証（暫定被保険者証）を交付する。・介護保険制度の適用除外該当者を管理する。・本市の被保険者のうち、他市町村の住所地特例適用施設に入所する住所地特例者を管理する。・他市町村の被保険者のうち、本市の住所地特例適用施設に入所する住所地特例者を管理する。 <p>II 介護保険料（以下「保険料」という。）の賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料額を計算するため、本市の第1号被保険者及びその世帯員の所得情報等を管理する。・所得情報等を基に保険料額の計算を行い、決定する。・保険料減免・徴収猶予の申請を受け付け、決定する。・年金保険者へ介護保険法第135条に規定する保険料の特別徴収を依頼する。・介護保険法第131条に規定する保険料の普通徴収対象者へ、保険料の納入を通知する。・生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2に規定する代理納付の対象となる保険料の納付書を生活保護の実施機関へ送付する。 <p>III 保険料の収納に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・特別徴収・普通徴収・代理納付による入金を収納し、保険料の収納状況を管理する。・保険料の過誤納が発生したときは、滞納保険料への充当若しくは被保険者及び年金保険者への還付を行う。・納期限までに保険料の納付が確認できないときは、保険料の督促や催告、その他の滞納処分を行う。・徴収権の時効を迎えた保険料を抽出し、不納欠損の決定を行う。・滞納されている保険料について、次年度へ繰越す。

<p>②事務の概要</p>	<p>IV 要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定等の申請を受け付け、その後の進捗状況を管理する。 ・第2号被保険者の要介護認定等の申請を受け付けた場合、医療保険者に通知する。 ・要介護認定等の申請者の主治医に対し、主治医意見書の作成を依頼し、受領する。 ・要介護認定等の申請者に対し、訪問調査を行い、訪問調査票を作成する。 ・主治医意見書情報及び訪問調査票情報から、要介護認定等の一次判定を行う。 ・認定審査会を開催し、要介護度の審査・判定を行う。 ・要介護認定等にかかる情報を管理し、有効な開示請求があった場合には、開示する。 ・訪問調査委託料及び主治医意見書作成料、審査会委員報酬を支払う。 <p>V 受給者管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定等を受けている者の認定情報を管理する。 ・第1号被保険者で、要介護認定等を受けている者の保険料滞納状況を確認し、支払方法の変更若しくは保険給付の差止処分を決定する。 ・第1号被保険者の中で要介護認定等を受けている者の保険料不能欠損状況を確認し、給付額減額等の処分を決定する。 ・医療保険者から給付制限依頼のあった第2号被保険者の保険給付の差止処分を決定する。 ・災害等による利用者負担額減額、免除を決定し、認定証を交付する。 ・社会福祉法人による減額、免除を決定し、認定証を交付する。 ・特定入所者介護(予防)サービス費の支給にかかる食費・居住費の負担限度額を決定し、認定証を交付する。 ・利用者の自己負担割合を決定し、負担割合証を交付する。 ・居宅サービス計画を依頼する居宅介護支援事業者等の届出を受け付け、当該事業所情報を管理する。 ・各種減額・免除情報を管理する。 ・国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が管理する受給者台帳に必要な被保険者の情報を送付する。 ・転出者に対し、受給資格証明書を交付する。 <p>VI 給付管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連から審査済給付実績情報を受領し、給付実績情報を管理する。 ・国保連からの審査済給付管理票情報を受領し、給付管理票情報を管理する。 ・被保険者からの保険給付の償還払いの支給申請を受け付け、申請内容を判定し、給付費を支払う。 ・ケアプラン自己作成者のケアプランを審査し、給付管理票を国保連へ送付する。 ・給付実績情報及び所得情報等から高額介護(予防)サービス費を計算し、対象者に通知する。 ・高額介護(予防)サービス費の支給申請があった場合には、再計算を行い、高額介護(予防)サービス費を支払う。 ・高額医療合算介護サービス費の支給申請を受け付け、自己負担額証明書を発行する。 ・医療保険者から受領する支給額計算結果連絡票情報を基に、支給(不支給)の判定を行い、高額医療合算介護サービス費を支払う。 <p>VII その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等へ報告が必要な統計情報を作成する。 ・介護保険システムの宛名を管理する。
<p>③システムの名称</p>	<p>介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム</p>
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<p>介護保険関係情報ファイル</p>	
<p>3. 個人番号の利用</p>	
<p>法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第100項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第131項、132項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第133条、134条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 高齢者支援部介護保険課、健康福祉部国保年金課
②所属長の役職名	介護保険課長、国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局高齢者支援部介護保険課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2347

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月24日	I 5①部署	健康福祉子ども高齢介護福祉課、国保年金課	健康福祉局 福祉部高齢介護福祉課、保健衛生部国保年金課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月24日	I 5②所属長	高齢介護福祉課長 菊地 徹、国保年金課長 河本 英典	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 河本 英典	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月24日	I 7請求先	熊本市義務司法科課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市義務司法行政部法制情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月24日	I 8連絡先	熊本市健康福祉子ども高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月24日	II 1いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月24日	II 2いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年7月31日	I 5②所属長	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 河本 英典	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 今村 利清	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	I 5①部署	健康福祉局 福祉部高齢介護福祉課、保健衛生部国保年金課	健康福祉局 福祉部介護保険課、保健衛生部国保年金課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	I 5②所属長	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 河本 英典	介護保険課長、国保年金課長	事後	組織改編及び新様式への変更に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	I 8連絡先	熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市健康福祉局福祉部介護保険課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	II 1いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	II 2いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年7月31日	表紙 公表日	43646	削除	事後	不確定のため削除
令和1年4月30日	II 1いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
令和1年4月30日	II 2いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更には当たらない
令和4年2月4日	I 1②事務の概要	1～Vまでの記載	VI～VIIを追加	事前	保健評価書記載事項の異なる概ねあり重要な変更には当たらない
令和4年2月4日	I 4②法令上の根拠	〔番号法別表第21における情報提供の根拠〕 ・第4項(特定個人情報)が「市町村長」の項のうち、第4項(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 94. 117の項) 〔番号法別表第21における情報照会の根拠〕 ・第1項(情報照会)が「市町村長」の項のうち、第4項(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42. 56の2. 61. 62. 94の項)	〔番号法別表第21における情報提供の根拠〕 ・番号法第19条第8号 別表第二の1. 2. 3. 4. 5. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 43. 56の2. 58. 61. 62. 80. 81. 87. 90. 94. 95. 97. 108. 109. 117. 120の項 〔番号法別表第21における情報照会の根拠〕 ・番号法第19条第8号 別表第二の93. 94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令 第46条、第47条	事前	表現の見直しと直近の根拠への引き直しであり重要な変更には当たらない
令和4年2月4日	II 1対象人数	30万人以上	10万人以上30万人未満	事前	しきい値判断基準による
令和4年2月4日	II 1いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年12月31日時点	事前	しきい値判断を行った時点期日の修正であり、重要な変更
令和4年2月4日	II 2いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年12月31日時点	事前	しきい値判断を行った時点期日の修正であり、重要な変更
令和4年2月4日	IV 8監査	自己点検のみ	内部監査を追加	事前	保健評価書記載事項の異なる概ねあり重要な変更
令和4年11月20日	I 1 ③システムの名称	介護保険システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	システム関係の記載内容訂正のため、重要な変更には当たらない
令和3年3月15日	II 1いつ時点の計数か	令和3年12月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和3年3月15日	II 2いつ時点の計数か	令和3年12月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和3年3月15日	I 1 ②事務の内容	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和3年3月15日	IV リスク対策	基礎項目評価書及び金項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和5年9月8日	I 5①部署	健康福祉局 福祉部介護保険課、保健衛生部国保年金課	健康福祉局 高齢者支援部介護保険課、健康福祉部国保年金課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
令和5年9月8日	I 8連絡先	熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市健康福祉局高齢者支援部高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
令和4年7月1日	I 3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第100項	事後	法改正に伴う対応
令和4年7月1日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	〔番号法別表第21における情報提供の根拠〕 ・番号法第19条第8号 別表第二の1. 2. 3. 4. 5. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 43. 56の2. 58. 61. 62. 80. 81. 87. 90. 94. 95. 97. 108. 109. 117. 120の項 〔番号法別表第21における情報照会の根拠〕 ・番号法第19条第8号 別表第二の93. 94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令 第46条、第47条	〔情報提供〕 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第2. 3. 7. 11. 15. 42. 56. 65. 69. 80. 83. 86. 87. 108. 115. 125. 128. 131. 132. 144. 161の項 〔情報照会〕 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第131項、132項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第133条、134条	事後	法改正に伴う対応